

## smart oasis 充電サービス提携規約新旧対照表

新	現
<p>(目的) 第 1 条 略</p> <p>(定義) 第 2 条 本規約において使用される用語の定義は次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 「本サービス」とは、「smart oasis 充電サービス」をいうものとします。</p> <p>(2) 「サービス仕様書」とは、本サービスの提供内容、提供範囲、提供方法、提供水準、利用時間帯その他の諸条件が記載された文書を総称していうものとします。</p> <p>(3) 「契約者」とは、当社が提供する本サービスについて、本規約に同意のうえ、当社に対して提携の申し込みを行い、当社が申し込みを承認した者をいうものとします。</p> <p>(4) 「システムサービス利用契約者」とは、smart oasis システムサービス利用規約に同意のうえ、当社に対してサービス利用の申し込みを行い、当社と利用契約を締結した者をいうものとします。</p> <p>(5) 「提携充電器」とは、本サービスの提携により充電サービスを提供する充電器をいうものとします。</p> <p>(6) 「急速充電器」とは、直流方式による充電器で出力 10kw 以上のものをいうものとします。</p> <p>(7) 「普通充電器」とは、交流方式による充電器で電圧 200V 以下のもの及び直流方式による充電器で出力 10kw 未満のものをいうものとします。</p> <p>(8) 「ユーザー」とは、充電サービスの利用者をいうものとします。</p> <p>(9) 「利用登録者」とは、当社が提供する本サービスについて、利用規約に同意のうえ、当社に対して利用者登録の申し込みを行い、当社が申し込みを承認した者をいうものとします。</p> <p>(10) 「利用者登録」とは、当社が本サービスを提供するために必要な情報を当社に登録する手続きをいうものとします。</p> <p>(11) 「利用者認証用 ID」とは、当社が提供する本サービスを利用するために必要な IC カードまたは携帯端末等に記録されているフェリカ方式の ID をいうものとします。</p> <p>(12) 「データ・センタ」とは、契約者に本サービスを提供するために、当社が任意に指定する施設であり、サーバ、その他のハードウェアならびに通信設備等から構成される施設をいうものとします。なお、当該施設には、当社が任意に指定するクラウドサービス事業者が運営する Microsoft Azure や Amazon AWS 等のパブリック・クラウド（以下単にパブリック・クラウドと称します）を含む</p>	<p>(目的) 第 1 条 略</p> <p>(定義) 第 2 条 本規約において使用される用語の定義は次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 「本サービス」とは、「smart oasis 充電サービス」をいうものとします。</p> <p>(2) 「契約者」とは、当社が提供する本サービスについて、本規約に同意のうえ、当社に対して提携の申し込みを行い、当社が申し込みを承認した者をいうものとします。</p> <p>(3) 「システムサービス利用契約者」とは、smart oasis システムサービス利用規約に同意のうえ、当社に対してサービス利用の申し込みを行い、当社と利用契約を締結した者をいうものとします。</p> <p>(4) 「提携充電器」とは、本サービスの提携により充電サービスを提供する充電器をいうものとします。</p> <p>(5) 「急速充電器」とは、直流方式による充電器で出力 10kw 以上のものをいうものとします。</p> <p>(6) 「普通充電器」とは、交流方式による充電器で電圧 200V 以下のもの及び直流方式による充電器で出力 10kw 未満のものをいうものとします。</p> <p>(7) 「ユーザー」とは、充電サービスの利用者をいうものとします。</p> <p>(8) 「利用登録者」とは、当社が提供する本サービスについて、利用規約に同意のうえ、当社に対して利用者登録の申し込みを行い、当社が申し込みを承認した者をいうものとします。</p> <p>(9) 「利用者登録」とは、当社が本サービスを提供するために必要な情報を当社に登録する手続きをいうものとします。</p> <p>(10) 「利用者認証用 ID」とは、当社が提供する本サービスを利用するために必要な IC カードまたは携帯端末等に記録されているフェリカ方式の ID をいうものとします。</p>

<p>ものとしします。</p> <p>(13) 「<u>提携契約</u>」とは、本サービスの提供に関し、本規約にもとづき個々の契約者と当社との間で締結する契約をいうものとしします。</p> <p>(14) 「<u>利用開始日</u>」とは、契約者が本サービスを利用できる状態になる日として当社により定められた日をいうものとしします。</p> <p>(15) 「<u>サービス利用期間</u>」とは、利用契約にもとづく本サービスの利用期間をいうものとしします。</p> <p>(16) 「<u>サービス利用料金</u>」とは、本サービス提供の対価として当社が契約者に請求する月額の利用料金をいうものとし、その金額は利用契約において定められるものとしします。</p> <p>(本サービスの内容・範囲) 第 3 条 略</p> <p>(提携充電器の利用権・充電サービス提供主体) 第 4 条 略</p> <p>(提携料) 第 5 条 略</p> <p>(充電サービス利用料) 第 6 条 略</p> <p>(提携料・充電サービス利用料の変更) 第 7 条 当社は、提携料及び充電サービス利用料について、経済情勢の変化等によってその金額が不相当となったと当社が判断した場合には、契約者の承諾を得ることなく、次条にもとづく契約者への通知により、提携料および充電サービス利用料を随時変更できるものとしします。</p> <p>2. ～3. 略</p> <p>(契約者に対する通知) 第 8 条 略</p> <p>(提携契約管理者の選任) 第 9 条 契約者は、本サービスに係わる連絡および確認のため、1名の提携契約管理者を提携契約締結時に選任し、氏名および連絡先等を文書にて当社に通知するものとしします。 <u>2. 契約者は、提携契約管理者およびその連絡先に変更が生じた場合には速やかに当社に通知するものとしします。</u></p> <p>(サービスの停止) 第 10 条 当社は、次の各号の一に該当した場合には、本サービスの提供をその必要となる期間、停止できるものとしします。 (1) 電力会社の電力供給の中断または当社システムもしくは本サービスの提供に</p>	<p>(本サービスの内容・範囲) 第 3 条 略</p> <p>(提携充電器の利用権・充電サービス提供主体) 第 4 条 略</p> <p>(提携料) 第 5 条 略</p> <p>(充電サービス利用料) 第 6 条 略</p> <p>(提携料・充電サービス利用料の変更) 第 7 条 当社は、提携料および充電サービス利用料について、経済情勢の変化等によってその金額が不相当となったと当社が判断した場合には、契約者の承諾を得ることなく、次条にもとづく契約者への通知により、提携料および充電サービス利用料を随時変更できるものとしします。</p> <p>2. ～3. 略</p> <p>(契約者に対する通知) 第 8 条 略</p> <p>(提携契約管理者の選任) 第 9 条 契約者は、本サービスに係わる連絡および確認のため、1名の提携契約管理者を提携契約締結時に選任し、氏名および連絡先等を文書にて当社に通知するものとしします。</p> <p>(サービスの停止) 第 10 条 当社は、次の各号の一に該当した場合には、本サービスの提供をその必要となる期間、停止できるものとしします。 (1) 電力会社の電力供給の中断または当社システムもしくは本サービスの提供に</p>
--	--

<p>必要な第三者が提供するシステムおよび通信設備の障害等やむを得ない事由により本サービスが提供できない場合</p> <p>(2) 当社がデータ・センタの保守を実施する場合</p> <p>(3) 当社システムまたは本サービスの提供に必要な第三者が提供するシステム等においてシステムの保守を実施する場合</p> <p>(4) 充電器の障害またはデータ・センタまでの通信サービスの不具合等充電器の通信環境の障害が発生した場合</p> <p>削除</p> <p>(5) 第 23 条第 1 項第 1 号、第 2 号、乃至第 4 号に規定の事由が発生した場合</p> <p>(6) 法令等の改正・成立による新しい規制または司法・行政命令等が適用された場合</p> <p>(7) その他非常事態が発生した場合</p> <p>2. ～ 3. 略</p> <p>(再委託)</p> <p>第 11 条 当社は、本サービスに係る作業の全部または一部を、第三者に再委託（本規約において再々委託以降を含み、以下再委託先と称します）できるものとします。</p> <p>2. 前項の場合、当社は、第 19 条、第 20 条、その他本規約にもとづき当社が負担する義務を当社の責任において当該再委託先に課すものとします。</p> <p>(提携契約)</p> <p>第 12 条 契約者が当社所定の「smart oasis 充電サービス提携申込書」（以下提携申込書と称します）にもとづき本サービスの提携を申込み、当社が当該申込みを承諾のうえ当社所定の「smart oasis 充電サービス提携申込書」（以下提携申込書と称します）を契約者に送付した時または契約者と当社間で「充電器設置者向け smart oasis 充電サービス変更契約書」を締結した時に提携契約は成立するものとします。なお、当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者による申込みを拒否できるものとします。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p>	<p>必要な第三者が提供するシステムおよび通信設備の障害等やむを得ない事由による場合</p> <p>(2) 当社システムまたは本サービスの提供に必要な第三者が提供するシステム等においてシステムの保守を実施する場合</p> <p>(3) 充電器の障害またはデータ・センタまでの通信サービスの不具合等充電器の通信環境の障害が発生した場合</p> <p>(4)</p> <p>(5) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスのデータ・センタ等本サービスに係る設備への侵入が発生した場合（発生したと当社が判断した場合を含む）</p> <p>(6) 当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ないデータ・センタ等本サービスに係る設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受が発生した場合（発生したと当社が判断した場合を含む）</p> <p>(7) 当社が定める手順、セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して損害が発生した場合（損害が発生する恐れがある場合を含む）</p> <p>(8) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な処分起因して損害が発生した場合（損害が発生する恐れがある場合を含む）</p> <p>(9) 天災地変、戦争、テロ行為、致死的な伝染病の流行等不可抗力その他当社の責めに帰さない事由により本サービスを提供できない場合</p> <p>(10) 第 18 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号乃至第 9 号に規定の事由が発生した場合</p> <p>(11) その他非常事態が発生した場合</p> <p>2. ～ 3. 略</p> <p>(再委託)</p> <p>第 11 条 当社は、本サービスに係る作業の全部または一部を、第三者に再委託（以下再委託先と称します）できるものとします。</p> <p>(提携契約)</p> <p>第 12 条 契約者が提携契約の締結を希望する場合、契約者が当社所定の「smart oasis 充電サービス提携申込書」（以下提携申込書と称します）にもとづき本サービスの提携を申込み、当社が当該申込みを承諾のうえ当社所定の「smart oasis 充電サービス提携申込書」（以下提携申込書と称します）を契約者に送付した時に提携契約は成立するものとします。なお、当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者による申込みを拒否できるものとします。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p>
--	--

(4) 競合調査を目的として利用申込みをする意図を有していると当社が判断した場合

- (5) 前各号のほか、提携契約の承諾が不適切と当社が判断する場合
2. 提携開始日は、提携申込請書に記載のとおりとします。
  3. 提携契約において別段の定めのない限り、提携期間満了日の1か月前までに、契約者から当社に対する文書による提携契約終了の申し出がない限り、提携契約は更に1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。

(当社による提携契約の解約)

第13条 当社は、3か月前までに契約者に通知することにより、または第23条第1項第(1)号により本サービスが提供できない場合、提携契約を解約できるものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は、契約者が次の各号の一にでも該当する場合には、何らの通知、催告を要せず即時に利用契約を解約し、または本サービスを停止できるものとします。

(1) 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続等の倒産処理手続（本規約の制定後に改定もしくは制定されたものを含む）の申立を受けまたは自らこれらの申立をしたとき

(2) 支払の停止、手形交換所の取引停止処分を受けたときまたは電子債権記録機関による取引停止処分もしくはこれと同等の措置を受けたとき

(3) 仮差押、差押、仮処分または競売手続の開始があったとき

(4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、廃止を決議したとき、または監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けたとき

(5) 信用状態が悪化し、またはその虞があるものと当社が判断するとき

(6) 契約者がサービス利用料金の支払いを遅滞し、当社の催告にかかわらず延滞が解消されない場合、その他利用契約のいずれかの条項に違反し、またはその虞があるものと判断される場合

(7) 本サービスの円滑な運営を妨げるものと当社が判断した場合

(8) その他、当社が利用契約を解約しまたは本サービスを停止する必要があると合理的に判断する場合

3. 契約者は、前項各号の一にでも該当した場合には、当社よる何らの通知、催告等がなくとも利用契約より発生する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに金銭債務を当社に弁済するものとします。

(禁止事項)

第14条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に規定の事項を行ってはならないものとします。

(1) 当社または第三者の著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（以下知的財産権と称します）を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改竄または消去する行為

(3) 本規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為

(4) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為

(4) 前各号のほか、提携契約の承諾が不適切と当社が判断する場合

2. 提携開始日は、提携申込請書に記載のとおりとします。
3. 提携契約において別段の定めのない限り、提携期間満了日の1か月前までに、契約者から当社に対する文書による提携契約終了の申し出がない限り、提携契約は更に1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。

(当社による提携契約の解約)

第13条 当社は、3か月前までに契約者に通知することにより、または第18条第1項第(1)号により本サービスが提供できない場合、提携契約を解約できるものとします。

2. 第1項による利用契約の解約により、契約者またはユーザーその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

- (5) 当社または他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつきまたは結びつくおそれのある行為
- (7) わいせつ、アダルトコンテンツ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (10) ウイルス等有害なコンピュータ・プログラム等を送信または掲載する行為
- (11) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(嫌がらせ電子メール)を送信する行為
- (12) データ・センタや通信回線に過大な負荷を生じさせる行為、その他本サービスの運営に支障を及ぼす行為
- (13) リバース・エンジニアリング、データコンパイル、逆アセンブルおよびそれに類する行為
- (14) 第三者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為
- (15) 本サービスの利用に際し、ウェブアクセス以外の方法でアクセスする行為
- (16) ソースコードにアクセスする行為
- (17) 競合サービス等の調査の目的で利用する等、当社が不適切と判断する行為
- (18) 本サービスの趣旨に照らして、本来の目的とは異なる目的で利用する行為
- (19) 本規約に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (20) 前各号の趣旨に照らし、当社が不適切と判断した行為

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合には、直ちに当社に通知するものとします。

3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為または契約者が提供または送受信する(契約者の利用となされる場合も含む)情報(第21条のデータを含む)を監視する義務を負わないものとします。

(データの管理)

第15条

契約者は、本サービスの利用に伴い当社のデータ・センタとの間で送受信される、またはその他何らかの方法で当社と契約者の間で授受される契約者に関するデータ(以下データと称します)について、自らの負担と責任においてバックアップを行うものとします。

2. 契約者は、データの内容の適切性を自らの責任において判断のうえ、本サービスを利用するものとします。

3. 本サービスの利用に起因するデータの滅失または損傷については、当社はいかなる責任も負わないものとします。

4. 当社は、本サービスが終了した場合、データ・センタに蓄積された契約者に関するデータを消去するものとします。

(情報や資料等の提供)

第 16 条 契約者は、当社からの要請がある場合、本サービスの履行に必要とされる情報または資料等（以下併せて資料等と称します）を無償で当社に提供するものとします。

2. 当社は、本サービス遂行上必要な範囲内で資料等を利用できるものとします。

3. 本サービスの履行にあたり、契約者の事務所等で当社が作業を実施する必要がある場合、契約者は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む）を無償で当社に提供するものとします。

4. 契約者が提供した資料等の誤り、または作業実施場所の提供遅延等によって生じた本サービスの履行遅滞等について、当社はその責を負わないものとします。

(債権、債務の譲渡)

第 17 条 契約者は、当社の文書による事前の承諾がない限り、本サービスに係る権利、義務ならびに契約者としての地位の全部または一部を第三者に譲渡、移転し、または担保に供してはならないものとします。

(知的財産権の取扱い)

第 18 条 契約者は、利用契約にもとづいて、本サービスを利用することができるものであり、知的財産権は、すべて当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、利用契約に基づく本サービスの提供は、利用契約に明示的に定める以外の知的財産権の使用許諾を意味するものではなく、契約者は利用契約により認められた範囲で使用する場合を除き、方法または形態の如何を問わず、これらを当社に無断で複製、複写、転載、転送、蓄積、販売、出版等の方法により使用してはならないものとします。

2. 契約者は、当社または当社への権利許諾者の知的財産権に係る権利表示および説明を変更してはならないものとします。

3. 契約者が、本サービスを利用するにあたり、第三者から知的財産権を侵害するとして何らかの訴え、異議、請求等（以下併せて紛争と称します）がなされた場合、契約者はすみやかに紛争の事実を当社に通知するものとし、当社および当社への権利許諾者は契約者と協議のうえ、当該第三者との紛争を処理することができるものとします。なお、契約者は当社または当社への権利許諾者に必要な権限を委譲するとともに、必要な協力を行うものとします。

4. 契約者は、本サービスの利用に伴い、当社および原権利者の知的財産権を侵害した場合には、当社および原権利者へその損害を賠償するものとします。

(秘密の保持)

第 19 条 契約者および当社は、利用契約の履行に関連して秘密または非公開である旨の表示がなされたうえで、開示または提供された相手方の技術上、販売上その他業務上の情報（以下併せて秘密情報と称します）を、第三者に対して開示、漏洩しないものとします。なお、契約者および当社は、秘密情報を相手方に口頭にて開示する場合には、開示の際に秘密である旨を相手方に表明したうえで、開示後速やかに秘密情報の内容を記載した文書を相手方に交付するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

(1) 相手方より開示を受けた時点において秘密保持義務を負うことなく適法に保有していたもの

(2) 相手方に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密

(債権、債務の譲渡)

第 14 条 契約者は、当社の文書による事前の承諾がない限り、本サービスに係る権利、義務ならびに契約者としての地位の全部または一部を第三者に譲渡、移転し、または担保に供してはならないものとします。

保持義務を負うことなく適法に取得したもの  
(3) 秘密情報によらず独自に開発したもの  
(4) 相手方より開示を受けた時点において既に公知のもの、または本規約および利用契約に違反することなく、公知となったもの  
(5) 相手方が第三者に対し秘密保持義務を負わせることなく開示したもの

2. 前項の定めにかかわらず、契約者および当社は、秘密情報のうち法令の定めにもとづき裁判所または権限のある行政機関からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めにもとづく開示先、当該裁判所または当該行政機関に対し開示することができるものとします。契約者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかに相手方に通知するものとします。

3. 契約者および当社は、秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4. 契約者および当社は、秘密情報を利用契約の目的の範囲内でのみ使用し、利用契約の目的の範囲内で秘密情報を複製または改変（以下併せて複製等と称します）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取扱うものとします。

5. 前各項の規定にかかわらず、本サービス遂行上当社が必要と認めた場合には、第 10 条規定の再委託先のために必要な範囲で、契約者から事前の承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただし、当社は再委託先に本条にもとづき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

6. 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは秘密情報および複製等を相手方に返還し、秘密情報がクライアント機器等やデータ・センタのサーバ等に記録されている場合はこれを完全に消去するものとします。

7. 本条の規定は、利用契約終了後、2年間有効に存続するものとします。ただし、当該期間満了以前に、契約者が当社に秘密情報を特定して秘密保持義務の継続を要請した場合は、当社は当該秘密情報に関し更に 1 年間本条に定める義務を負うものとし、以後も同様とします。

#### (個人情報の保護)

第 20 条 当社は、本サービスの実施に伴い契約者から提供された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいい、以下同じ）を本サービス利用目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、関係法令等にもとづき、適切に取り扱うものとします。

#### 2. 略

#### (情報漏洩時の責任)

第 21 条 契約者および当社は、秘密情報または個人情報の漏洩の事実を覚知した場合は、直ちに相手方へ通知するとともに、対応策について協議するものとします。

#### (免責)

第 22 条 当社は、本サービスならびに本サービスを利用して作成した契約者およびユーザーのデータに関し、正確性、完全性、有用性、最新性、商業的な利用可能性、特定

#### (個人情報の保護)

第 15 条 当社は、本サービスの実施に伴い契約者から提供された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいい、以下同じ）を本サービス利用目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、関係法令等にもとづき、適切に取り扱うものとします。

#### 2. 略

#### (情報漏洩時の責任)

第 16 条 当社の責に帰すべき事由により秘密情報または個人情報が漏洩し、これにより契約者に損害が生じた場合、当社は契約者に対し第 18 条第 2 項に定める損害賠償責任を負うものとします。

#### (免責)

第 17 条 当社は、本サービスならびに本サービスを利用して作成した契約者およびユーザーのデータに関し、正確性、完全性、有用性、最新性、商業的な利用可能性、特定

目的への適合性または特定結果の実現性について、いかなる保証も行わないものとします。

2. 本サービスを利用するために必要なセキュリティ対策（コンピュータ・ウィルスの感染防止、不正アクセス防止、及び情報漏えい防止等の対策）、ハードウェアおよびソフトウェアその他の設備については、契約者が自ら用意するものとし、契約者は、当該設備等の使用に関する契約等に従うものとします。なお、当該設備等に起因して契約者に発生した損害については、当社は、一切責任を負わないものとします。

3. インターネット・サービス事業者等のサービス中断または回線混雑によるネットワーク遅延、ならびに契約者のハードウェアおよびソフトウェア等設備の欠陥により、データの伝送遅延、抽出不能、アップロード不能、ダウンロード不能、伝送不能または削除不能等が発生した場合でも、当社は、契約者に対して一切責任を負わないものとします。

(損害賠償)

第 23 条 本サービスの利用に関連して、当社が自己の責めに帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、当社の負担する損害賠償の累積総額は、債務不履行、法律上の契約不適合、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、また、利用契約の解約の有無にかかわらず、別途甲乙間で締結の smart oasis システムサービス利用契約の損害発生月のサービス利用料相当額を限度とするものとします。なお、特別の事情によって生じた損害および逸失利益等については、予見すべきであったか否かを問わず、当社はいかなる責も負わないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由に起因して契約者に生じた損害については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。これによって契約者に生じた費用は契約者が負担するものとします。

- (1) 天災地変、戦争・事変、テロ行為、公共インフラのサービス停止、サイバー攻撃、火災、伝染病等の流行、法令等の改正、各国政府機関による経済制裁やロックダウン等の規制措置その他当社の合理的な制御が及ばない事由による、本サービスの停止、原材料その他必要なリソースの不足または調達不能、中断その他本サービスの提供に不具合、支障が生じた場合
- (2) 略
- (3) データ・センタからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する問題
- (4) 略
- (5) 当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ないデータ・センタ等本サービスに係る設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受その他のサイバー攻撃
- (6) 略
- (7) パブリック・クラウドに起因する、本サービスの停止、中断その他本サービスの提供に不具合、支障が生じた場合
- (8) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な処分の実施
- (9) 削除

目的への適合性または特定結果の実現性について、いかなる保証も行わないものとします。

(損害賠償)

第 18 条 利用契約において明示的な定めのある場合を除き、本サービスの利用に起因して生じる契約者、ユーザー、その他の第三者における一切の損害（これには、次の各号の事由に起因する損害を含みますがこれらに限定されないものとします）について、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、いかなる場合においても当社は損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、戦争、テロ行為、致死的な伝染病の流行その他の不可抗力
- (2) 略
- (3) データ・センタからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 略
- (5) 当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ないデータ・センタ等本サービスに係る設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
- (6) 略
- (7) 業務プログラムおよびデータベースに起因して発生した損害
- (8) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な処分に起因して発生した損害
- (9) その他当社に故意がない場合

3. 当社は、契約者が権利を行使できる時から1年間が経過した後は第1項の損害賠償責任を負わないものとします。

(輸出管理等)

第24条 契約者が本サービスを日本国外で利用する場合または日本国内の非居住者に利用させる場合、契約者は事前に当社が求める情報を文書または電子メールにて提供するものとします。

2. 契約者は前項にもとづき当社に情報の提供を行ったうえで、日本国「外国為替及び外国貿易法」等輸出に関する関連法規その他適用される一切の国内外の法令を遵守し、自己の責任で必要な手続きをとるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第25条 当社と契約者は、自社、自社の親会社(自社の議決権株式の過半数を有する会社)および自社の子会社(自社がその議決権株式の過半数を有する会社)(以下あわせて自社等と称します)ならびに自社等の役員が、過去、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下暴力団等と称します)のいずれにも該当しないことおよび次の各号の事由のいずれか一にも該当しないことについて表明し、保証します。

(1) ~ (5) 略

(6) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害すること

2. 当社および契約者は、相手方が前項の規定に違反した場合、相手方に対する何らの通知、催告を要せずに、提携契約の全部または一部について解除することができるものとします。

3. 略

4. 当社または契約者が第1項の規定に違反し、相手方が第2項にもとづき提携契約を解除したことにより違反者に損害が発生した場合でも、相手方は一切の賠償責任を負わないものとします。

5. 当社または契約者が第1項の規定に違反し、相手方が第2項にもとづき提携契約を解除したこと起因して相手方に損害が発生した場合、相手方は違反者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

(本規約の有効性等)

第26条 法律の規定または裁判所の判断により本規約の一部が無効または適用不可能とされた場合であっても、それによって本規約の他の部分の有効性や適用可能性は影響を受けないものとし、法律により許容される範囲内で法的強制力を有するものとします。

2. 略

2. 本サービスに関連して当社が損害賠償責任を負う場合、当社の負担する損害賠償金額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、また、本サービスの解約の有無にかかわらず、損害発生月の前月の提携料相当額を限度とするものとします。なお、特別の事情によって生じた損害および逸失利益等については、その予見の有無を問わず、当社はいかなる責も負わないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第19条 契約者は、自社、自社の親会社(自社の議決権株式の過半数を有する会社)および自社の子会社(自社がその議決権株式の過半数を有する会社)(以下あわせて自社等と称します)ならびに自社等の役員が、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から3年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下暴力団等と称します)のいずれにも該当しないことおよび次の各号の事由のいずれか一にも該当しないことについて表明し、保証します。

(1) ~ (5) 略

(6) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害すること

2. 当社は、契約者が前項の規定に違反した場合、契約者に対する何らの通知、催告を要せずに、本契約の全部または一部について解除することができるものとします。

3. 略

4. 契約者が第1項の規定に違反し、当社が第2項にもとづき本契約を解除したことにより契約者に損害が発生した場合でも、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

5. 契約者が第1項の規定に違反し、当社が第2項にもとづき本契約を解除したこと起因して当社に損害が発生した場合、当社は契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

(本規約の有効性等)

第20条 法律の規定または裁判所の判断により本規約の一部が無効または適用不可能とされた場合であっても、それによって本規約の他の部分の有効性や適用可能性は影響を受けないものとし、法律により許容される範囲内で法的強制力を有するものとします。

2. 略

(準拠法および提供地域)

第 27 条 利用契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国の法令に準拠するものとします。

(管轄裁判所)

第 28 条 利用契約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第 29 条 利用契約に定めのない事項または利用契約の履行につき疑義を生じた場合、契約者および当社は誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

(準拠法および提供地域)

第 21 条 利用契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国の法令に準拠するものとします。

(管轄裁判所)

第 22 条 利用契約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第 23 条 利用契約に定めのない事項または利用契約の履行につき疑義を生じた場合、契約者および当社は誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。